

別紙

地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱

（通 則）

- 1 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 14 条に基づく地域自殺対策強化事業を行う都道府県又は市町村に対する交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、自殺対策基本法第 14 条に規定する交付金に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 48 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）（以下「交付金」という。）は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、次の事業に要する経費を交付の対象とする。
 - （1）平成 28 年 4 月 1 日社援発 0401 第 23 号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「地域自殺対策強化事業実施要綱」により都道府県が行う事業及び都道府県が適切と認める法人格を有する団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（以下「都道府県事業」という。）
 - （2）平成 28 年 4 月 1 日社援発 0401 第 23 号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「地域自殺対策強化事業実施要綱」により市町村が行う事業及び市町村が適切と認める法人格を有する団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対し、都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）都道府県事業の場合
 - ア 別表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第 4 欄に定める交付率を乗じ

て得た額を交付額とする。

(2) 市町村事業の場合

ア 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 2 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 1」とあるのは「別紙様式 1 に準じた様式」と、(5) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を市町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 1」とあるのは「別紙様式 1 に準じた様式」と、(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)、(8)、(9) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件。

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式 1」とあるのは「別紙様式 1 に準じた様式」と、(5) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(5) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取

得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) (10) 及び (11) の③により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、補助事業者は、申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

この場合において、7 の規定中「別紙様式 3」とあるのは「別紙様式 4」と読み替えるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7 又は 8 に定める申請書が到達した日から起算して原則として 3 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式 3 及び 5 による事業実績報告書に关系書類を添えて、翌年度 6 月末日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、補助事業者は、8 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績

報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

（交付金の返還）

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

- 12 補助事業者は、7に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は別紙様式1により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

（その他）

- 13 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
対面相談事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	1／2
電話・SNS相談事業			
人材養成事業			
普及啓発事業			
自死遺族支援機能構築事業			
計画策定実態調査事業			
若年層対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	2／3
SNS地域連携包括支援事業			
深夜電話相談強化事業			
自殺未遂者支援事業			
ゲートキーパー養成事業			
災害時自殺対策継続支援事業			
自殺未遂者支援・連携体制構築事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	10／10
災害時自殺対策事業			
ハイリスク地対策事業			
自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業			
こども・若者の自殺危機対応チーム事業			
地域特性重点特化事業			